

JFPA ガイドライン(B)

小型動力ポンプ付積載車

一般社団法人日本消防ポンプ協会

小型動力ポンプ付積載車は、放水用の小型動力ポンプを積載するものであること。

小型動力ポンプ付積載車は、次によるものであること。

- 1 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 車体は、登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- 3 積載する小型動力ポンプは「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）」の B-2 級～D-1 級の可搬消防ポンプに適合すること。
- 4 艀装材料は、十分な強度及び耐久性を有するものを使用してあること。また、必要な箇所には滑り止め処置を施してあること。
- 5 最大積載量 0.2 t 以上で乗車定員 2 名以上（小型動力ポンプ積載部座席を含む。）とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 6 バッテリーの容量は、装備に十分なものであること。
- 7 小型動力ポンプ及び必要な附属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定でき、かつ、容易に積みおろしができるものであること。
- 8 次に掲げる取付品及び取付装置を備えてあること。
 - (1) 赤色警光灯
 - (2) 電子サイレン（電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。）
 - (3) 照明灯
 - (4) 後退警報器
 - (5) 標識灯
- 9 【参考】必要に応じて備える取付品及び取付装置としては、主に次に掲げるもの等がある。
 - (1) 電動サイレン
 - (2) スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
 - (3) 作業灯

- 10 積載品及び附属品としては、主に次に掲げるもの等がある。それらは、安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅固な取付装置を備えてあること。

品名	備考
吸管	
吸口ストレーナー	
吸管ストレーナー	
吸管ちりよけかご	
吸管まくら木	
吸管ロープ	
消火栓金具	
中継用媒介金具	
消火栓開閉金具	
吸管スパナ	
管そう	
ノズル	
放口媒介金具	
車輪止	
消火器	自動車用（ABC粉末6kg型）
ポンプ工具	
ホース	

- (注)① ホース（結合金具を除く。）の規格は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）」によること。
- ② ホース、吸管、ノズル等の結合金具の規格は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）」によること。
- ③ 吸管（結合金具を除く。）の規格は、「消防用吸管的技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）」によること。

【参考】必要に応じて備える積載品及び附属品としては、主に次に掲げるもの等がある。

品名	備考
ホース延長用資機材	
タイヤチェーン	
とび口	
金てこ	
剣先スコップ	
はしご	
資機材、器具の収納に必要な格納箱等	

- (注)① はしごは、日本消防検定協会または同等試験機関による評価適合品であること。

- 11 積載する小型動力ポンプは、日本消防検定協会または同等試験機関による評価適合品であること。